

第5章 計画の推進方策

1 計画の進行管理

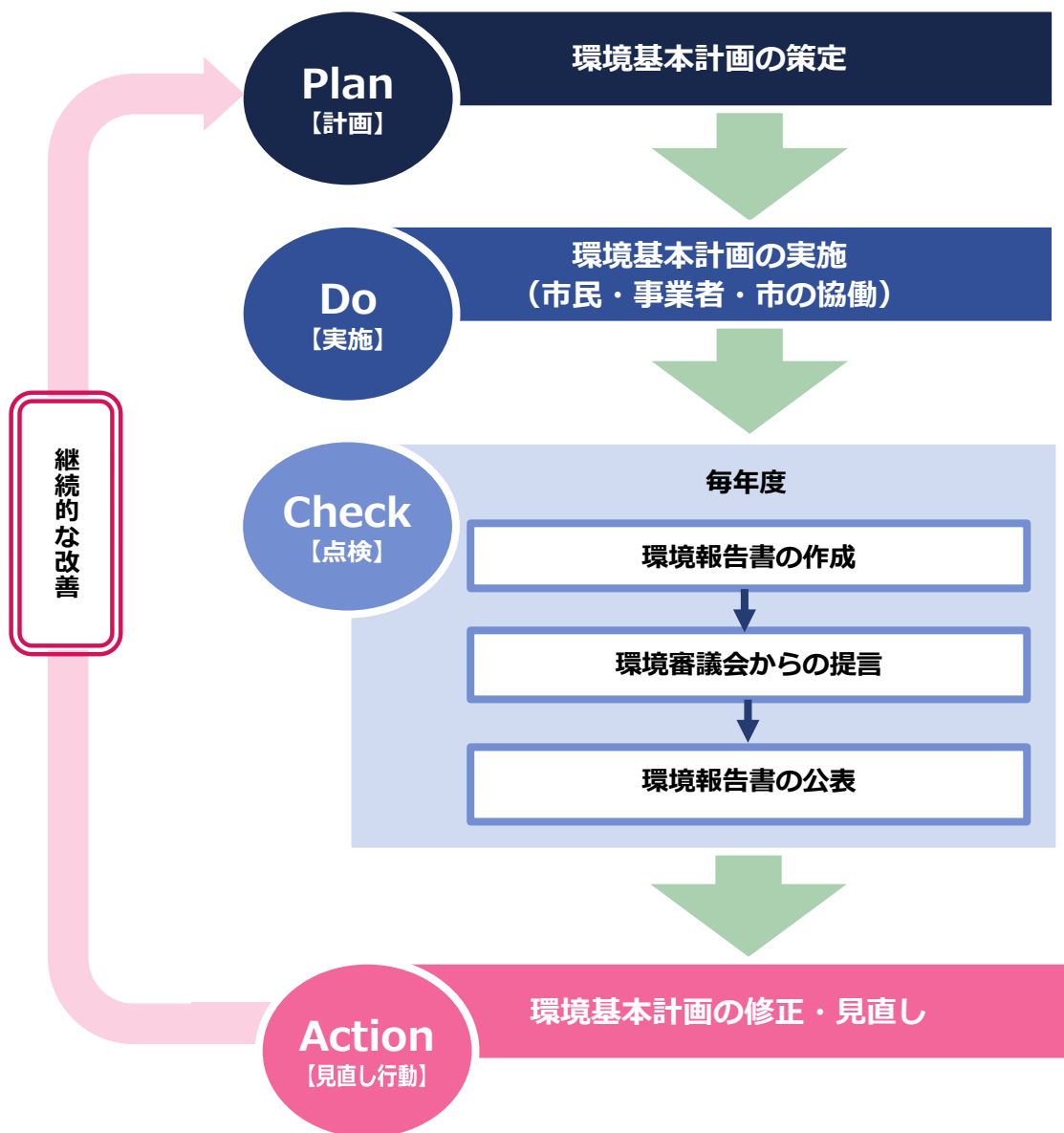
2 計画の推進体制

1 計画の進行管理

本計画の実行性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施、運用、継続的な見直し、改善までの一連の流れを、Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検）→Action（見直し行動）のサイクルとして確立させ、計画を推進していきます。また、毎年度環境審議会等による推進状況に関する点検、評価を実施し、これに基づき事業の見直しを行い、次年度へ向けた更なる取組を実施していくものとします。

なお、本計画の進捗状況や目標達成状況を明らかにするため、「環境報告書」としてとりまとめ、冊子の作成やホームページでの掲示により毎年公表します。

坂戸市環境基本計画の進行管理システム



2 計画の推進体制

本計画の推進には、市民・事業者・市がそれぞれの分野での役割を認識し、連携・協力して計画を推進することが必要です。

そのため、連携システムの構築や協働の会議の場を設け、計画の推進と進行管理を行います。

○ 市の推進体制

本計画に掲げた施策を推進するため、環境報告書を活用し、環境施策を総合的・計画的に実践します。

○ 市民・事業者との推進体制

本計画に掲げる目指すべき環境像を実現するためには、市民、事業者、市の協働による取組が重要です。このため、各主体が情報交換を行い、共通の認識のもと、それぞれの役割と責務を自覚し、協働して取組を進めます。

○ 環境審議会

本計画の進行状況に対して客観的立場から意見をいただくため、環境施策に関する取組の実施状況及び数値目標の達成状況について「環境審議会」に報告し、意見・提言を求めます。

○ 広域的な連携

大気汚染、水質汚濁等の広域的な取組が求められる課題、地球温暖化による気候変動対策、海洋プラスチック汚染等の地球環境問題への対応等について、国、県、周辺の地方公共団体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点に立ち取組を進めます。

